

会第 4 号

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成23年 3 月14日

提 出 者 滋賀県議会議会運営委員会
委員長 佐 野 高 典

滋賀県議会会議規則の一部を改正する規則

滋賀県議会会議規則（昭和31年滋賀県議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第54条（質疑の回数）」を「第54条（削除）」に改める。

第54条を次のように改める。

第54条 削除

第62条中「第54条((質疑の回数))および」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。